解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年一月十五日開催の理事会の決議及び大分県知事の認可により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十九日

大分県中津市大字下池永字深町八三番地の一
職業訓練法人中津情報処理学園
清算人　山田　昌道

解散公告（第二回）

当協会は、平成二十二年三月二十六日開催の理事会の決議により解散したので、当協会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十九日

山形市緑町一丁目九番三〇号
財団法人山形県公営企業振興協会
代表清算人　早坂　進

解散公告（第二回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十二年一月二十九日付けで埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十九日

埼玉県行田市大字下須戸一四一六番地
清算法人行田市太田地区土地改良区
清算人代表　小林　榮一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月十九日に東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十九日

東京都大田区池上六丁目三六番一〇号
医療法人社団コザキ内科クリニック
清算人　古﨑　晃

解散公告（第二回）

当社団法人は平成二十二年一月二十日開催の理事会の決議並びに平成二十二年三月三十一日の東京都教育委員会の許可により解散したので、当社団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十九日

東京都中野区江古田二丁目一二番一九号
社団法人旭公民館
代表清算人　橋本　茂男

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年三月二十五日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十九日

東京都東村山市野口町一丁目一八番地五
東村山駅西口地区市街地再開発組合
清算人　川島　正仁

解散公告（第二回）

当法人は、臨時総会の決議及び神奈川県知事の承認により平成二十二年四月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十九日

神奈川県足柄上郡開成町吉田島二四八九番地の二　社団法人かながわ森林づくり公社
代表清算人　金子　晃

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十九日

大阪市北区鶴野町四番一一―一三〇一号
特定非営利活動法人国民生活支援ネットワークいきよう会　清算人　由井　覚

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日の存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十九日

兵庫県西宮市池田町八番一一号
財団法人西宮市水道サービス協会
清算人　中野　司朗

解散公告（第三回）

当認可地縁団体は、平成二十二年一月二十四日開催の総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十九日

栃木県那須塩原市箭坪一八番地二一
認可地縁団体松原苑自治会
清算人　室井　淳男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月一日開催の社員総会の決議を経て、同年三月三十日に経済産業大臣の許可を受け、同年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十九日

東京都渋谷区円山町二八番四号
社団法人日本経営能率研究所
代表清算人　林　光一
（連絡先　京都市右京区嵯峨朝日町二―三―二一五）

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月二十三日開催の総会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十九日

東京都杉並区松ノ木三丁目一六番一二号
社団法人友愛の灯協会
代表清算人　志磨　陽子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない場合は、清算から除斥致します。

平成二十二年四月十九日

東京都江東区石島二番一四号綜警リバーサイドビル　財団法人都市防犯研究センター
清算人　大野　宏

解散公告（第三回）

当法人は寄附行為第三十二条の規定による存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十九日

東京都東久留米市下里二丁目五番一八号
財団法人おはなしきゃらばんセンター
代表清算人　廣澤　眞信

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年三月二十六日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十九日

新潟市中央区八千代一丁目五番三二号
鳥屋野潟南西部土地区画整理組合
代表清算人　上之山喜一郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月二十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十九日

岐阜県可児市長坂三丁目一七九番地
特定非営利活動法人シデコブシを守る会
代表清算人　吉田　弘司